

生駒市教科用図書選定懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市立学校において使用する教科用図書の採択を行うにあたり、必要な意見を求めるため、生駒市教科用図書選定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 教科用図書の内容に関する事。
- (2) 教科用図書の造本に関する事。
- (3) その他教科用図書の採択に関し、教育委員会が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 生駒市立小・中学校の校長
 - (2) 教育委員会事務局職員
 - (3) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 前項の場合において教育委員会は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。
- 3 教科用図書の採択に直接利害関係を有する者は、懇話会に参加することができない。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 教育委員会が、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、令和5年5月1日から令和5年8月31日までとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育指導課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。